

[071090]

発行年月日 平成30年8月29日

報告書番号 GE180273 - 00

測定結果報告書

第2工場 様

株式会社山梨県環境科学検査センター
〒400-0111
山梨県甲斐市竜王新町2277-12
TEL 055-278-1600 FAX 055-278-1601
測定責任者 小林 規矩夫



放射性物質の測定結果を以下のとおり報告いたします。

件名 : 放射性物質測定

試料受領年月日 : 平成30年8月28日

測定対象試料名 : 第一井戸原水

採取場所 : 山梨県南都留郡山中湖村

試料採取日時 : 平成30年8月27日 10:00

測定方法 : 食品中の放射性セシウム検査法
(平成24年3月15日厚生労働省食安発0315第4号)別添
ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

測定項目 : 放射性セシウム (Cs-134、Cs-137、Cs-136)、放射性ヨウ素 (I-131)

測定日 : 平成30年8月28日

測定結果は以下のとおりです。

測定対象試料名	核種	放射能濃度 (Bq/kg)	規制基準値 (Bq/kg)
第一井戸原水	Cs-134	1未満	10
	Cs-137	1未満	
	I-131	1未満	-
	Cs-136	1未満	-

注1 : 放射能濃度は、測定時の値である

備考 : 試料種別 水質

試験検査成績書

1/2 頁

30-VAB0828-MW135-1

2018年9月19日

〒401-0501

山梨県南都留郡山中湖村



厚生労働大臣登録検査機関
一般社団法人 山梨県食品衛生協会

〒400-0836
山梨県甲府市小瀬町1145番地
TEL 055-242-0880 FAX 055-242-0881
検査責任者 検査センター 所長 中澤 智子



第2工場 様

2018年8月28日当協会検査センターに依頼された供試品について試験検査した結果は下記の通りです。

供試品名称	第2工場 ナチュラルミネラルウォーター
付帯事項	製造年月日 18.08.28

試験検査結果

試験検査項目	単位	試験結果	基準	定量下限	試験方法	備考	*
混濁	—	なし	あつてはならない	—			1
沈殿物又は固形の異物	—	なし	あつてはならない	—			1
大腸菌群	—	陰性	陰性	—	1		1
アンチモン	mg/l	0.001未満	0.005以下	0.001	2		1
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.003以下	0.0003	2		1
水銀	mg/l	0.00005未満	0.0005以下	0.00005	3		1
セレン	mg/l	0.001未満	0.01以下	0.001	2		1
銅	mg/l	0.005未満	1以下	0.005	2		1
鉛	mg/l	0.001未満	0.05以下	0.001	2		1
バリウム	mg/l	0.005未満	1以下	0.005	4		1
ヒ素	mg/l	0.001未満	0.01以下	0.001	2		1
マンガン	mg/l	0.001未満	0.4以下	0.001	2		1
六価クロム	mg/l	0.001	0.05以下	0.001	2		1
亜塩素酸	mg/l	0.06未満	0.6以下	0.06	5		1
塩素酸	mg/l	0.06未満	0.6以下	0.06	5		1
クロロホルム	mg/l	0.0002未満	0.06以下	0.0002	6		1
残留塩素	mg/l	0.1未満	3以下	0.1	7		1
シアン (シアンイオン及び酸化シアン)	mg/l	0.001未満	0.01以下	0.001	8		1
亜硝酸性窒素	mg/l	0.004未満	0.04以下	0.004	5		1
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.002以下	0.0002	6		1
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.04以下	0.005	6		1
ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.001未満	0.01以下	0.001	9		1
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0002未満	0.004以下	0.0002	6		1
ジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.02以下	0.0002	6		1
2A-1,2-ジクロロエタン及び1,1,2,2-テトラクロロエタン	mg/l	0.0002未満	0.04以下	0.0002	6		1



梨果食品衛生協会

試験検査結果

試験検査項目	単位	試験結果	基準	定量下限	試験方法	備考	*
ジブromクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.1以下	0.0002	6		1
臭素酸	mg/l	0.001未満	0.01以下	0.001	8		1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.72	10以下	0.02	5		1
総トリハロメタン	mg/l	0.0002未満	0.1以下	0.0002	6		1
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.01以下	0.0002	6		1
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.004以下	0.0002	6		1
トルエン	mg/l	0.0002未満	0.4以下	0.0002	6		1
フッ素	mg/l	0.13	2以下	0.05	5		1
ブromジクロロメタン	mg/l	0.0002未満	0.03以下	0.0002	6		1
ブromホルム	mg/l	0.0002未満	0.09以下	0.0002	6		1
ベンゼン	mg/l	0.0002未満	0.01以下	0.0002	6		1
ホウ素	mg/l	0.01未満	5以下	0.01	2		1
ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.08以下	0.008	10		1
有機物等 (全有機炭素)	mg/l	0.3未満	3以下	0.3	11		1
味	-	異常なし	異常でないこと	-	12		1
臭気	-	異常なし	異常でないこと	-	12		1
色度	度	0.5未満	5以下	0.5	13		1
濁度	度	0.1未満	2以下	0.1	14		1
以下余白							

*1 「清涼飲料水の成分規格、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」に適合

<試験方法>

- 1 LB-BGLB法
- 2 誘導結合プラズマ - 質量分析法
- 3 還元気化原子吸光光度法
- 4 誘導結合プラズマ - 発光分光分析法
- 5 イオンクロマトグラフ法
- 6 パージ・トラップ - ガスクロマトグラフ質量分析法
- 7 ヨウ素滴定法
- 8 イオンクロマトグラフ - ポストカラム吸光光度法
- 9 溶媒抽出 - ガスクロマトグラフ質量分析法
- 10 誘導体化 - 高速液体クロマトグラフ法
- 11 全有機炭素計測定法
- 12 官能法
- 13 透過光測定法
- 14 積分球式光電光度法

供試品名称及び付帯事項は、依頼者の申請によるものです。

© : ISO/IEC 17025認定範囲

検査責任者の書面による承諾がない限り、この成績書の一部のみを複製して用いることはできません

試験検査成績書

30-VAB0828-MW135-2
2018年9月19日

〒401-0501

山梨県南都留郡山中湖村

第2工場

厚生労働大臣登録検査機関
一般社団法人 山梨県食品衛生協会

〒400-0836
山梨県甲府市小瀬町1145番地
TEL 055-242-0880 FAX 055-242-0881



2018年8月28日当協会検査センターに依頼された供試品について試験検査した結果は下記の通りです。

供試品名称	第2工場 ナチュラルミネラルウォーター
付帯事項	製造年月日 18.08.28

試験検査結果

試験検査項目	単位	試験結果	基準	定量下限	試験方法	備考	*
細菌数	個/ml	30以下	100以下	-	1	a	
真菌(カビ)	100mlあたり	陰性	-	-	2		
以下余白							

<試験方法>

- 1 山梨県ミネラルウォーター製造管理指導要綱試験法
- 2 MF法(クロラムフェニコール加ポテト・デキストロース寒天培地)

<備考>

- a 山梨県ミネラルウォーター製造管理指導要綱の基準

供試品名称及び付帯事項は、依頼者の申請によるものです。